

千曲市水防計画 新旧対照表

令和3年度修正
(令和4年2月)

新	旧	修正理由・備考																				
<p style="text-align: center;">第2章 水防組織</p> <p>第2節 水防本部 3 本部組織</p> <p style="text-align: center;">千曲市水防本部組織図</p> <p>千曲市水防本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>本部長 市長</p> <p>副本部長 副市長 教育長</p> <p>本部員 総務部長 企画政策部長 市民環境部長 健康福祉部長 次世代支援部長 経済部長 建設部長 教育部長 議会事務局長 消防長</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">統括者 総務部長</td> <td>本部室 危機管理防災部 消防班、防災班 総務部 庶務班、行政管理班、職員班 秘書広報部 秘書班、広報広聴班 財政部 財政班、行政改革推進班 税務部 市民税諸税班、固定資産税班 債権管理部 債権管理班、管理収納班 <u>行政マネジメント部</u> <u>行政マネジメント班</u> 選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班 会計部 会計班・用度班</td> </tr> <tr> <td>統括者：企画政策部長</td> <td>総合政策部 政策推進班 市民協働部課 協働推進班、地域振興班 管財契約部 管財班、契約班 情報政策部課 情報政策班 <u>日本遺産推進部</u> <u>日本遺産推進班</u></td> </tr> <tr> <td>統括者：市民環境部長</td> <td>市民部 市民班、年金班 <u>上山田戸倉出張部</u> <u>上山田戸倉市民窓口班</u> 生活安全部 市民生活班、交通政策班 環境部 環境保全班、環境推進班 廃棄物対策部 リサイクル推進班、施設建設推進班</td> </tr> <tr> <td>統括者：健康福祉部長</td> <td>福祉部 庶務班、福祉監査班、保護班、 障がい者支援班、障がい者福祉班 高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班 健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班 人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班</td> </tr> <tr> <td>統括者：次世代支援部長</td> <td>こども未来部 子育て支援班、こども家庭相談班 各子育て支援センター班 保育部 保育・幼稚園班、保育施設班</td> </tr> </table>	統括者 総務部長	本部室 危機管理防災部 消防班、防災班 総務部 庶務班、行政管理班、職員班 秘書広報部 秘書班、広報広聴班 財政部 財政班、行政改革推進班 税務部 市民税諸税班、固定資産税班 債権管理部 債権管理班、管理収納班 <u>行政マネジメント部</u> <u>行政マネジメント班</u> 選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班 会計部 会計班・用度班	統括者：企画政策部長	総合政策部 政策推進班 市民協働部課 協働推進班、地域振興班 管財契約部 管財班、契約班 情報政策部課 情報政策班 <u>日本遺産推進部</u> <u>日本遺産推進班</u>	統括者：市民環境部長	市民部 市民班、年金班 <u>上山田戸倉出張部</u> <u>上山田戸倉市民窓口班</u> 生活安全部 市民生活班、交通政策班 環境部 環境保全班、環境推進班 廃棄物対策部 リサイクル推進班、施設建設推進班	統括者：健康福祉部長	福祉部 庶務班、福祉監査班、保護班、 障がい者支援班、障がい者福祉班 高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班 健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班 人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班	統括者：次世代支援部長	こども未来部 子育て支援班、こども家庭相談班 各子育て支援センター班 保育部 保育・幼稚園班、保育施設班	<p style="text-align: center;">第2章 水防組織</p> <p>第2節 水防本部 3 本部組織</p> <p style="text-align: center;">千曲市水防本部組織図</p> <p>千曲市水防本部</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>本部長 市長</p> <p>副本部長 副市長 教育長</p> <p>本部員 総務部長 企画政策部長 市民環境部長 健康福祉部長 次世代支援部長 経済部長 <u>企業立地担当部長</u> 建設部長 教育部長 議会事務局長 消防長</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">統括者 総務部長</td> <td>本部室 危機管理防災部 消防班、防災班 総務部 庶務班、行政管理班、職員班 秘書広報部 秘書班、広報広聴班 財政部 財政班、行政改革推進班 税務部 市民税諸税班、固定資産税班 債権管理部 債権管理班、管理収納班 選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班 会計部 会計班・用度班</td> </tr> <tr> <td>統括者：企画政策部長</td> <td>総合政策部 政策推進班 市民協働課 協働推進班、地域振興班 管財契約部 管財班、契約班 情報政策課 情報政策班</td> </tr> <tr> <td>統括者：市民環境部長</td> <td>市民部 市民班、年金班 生活安全部 市民生活班、交通政策班 環境部 環境保全班、環境推進班 廃棄物対策部 リサイクル推進班、施設建設推進班</td> </tr> <tr> <td>統括者：健康福祉部長</td> <td>福祉部 庶務班、福祉監査班、保護班、 障がい者支援班、障がい者福祉班 高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班 健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班 人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班</td> </tr> <tr> <td>統括者：次世代支援部長</td> <td>こども未来部 子育て支援班、こども家庭相談班 各子育て支援センター班 保育部 保育・幼稚園班、保育施設班</td> </tr> </table>	統括者 総務部長	本部室 危機管理防災部 消防班、防災班 総務部 庶務班、行政管理班、職員班 秘書広報部 秘書班、広報広聴班 財政部 財政班、行政改革推進班 税務部 市民税諸税班、固定資産税班 債権管理部 債権管理班、管理収納班 選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班 会計部 会計班・用度班	統括者：企画政策部長	総合政策部 政策推進班 市民協働課 協働推進班、地域振興班 管財契約部 管財班、契約班 情報政策課 情報政策班	統括者：市民環境部長	市民部 市民班、年金班 生活安全部 市民生活班、交通政策班 環境部 環境保全班、環境推進班 廃棄物対策部 リサイクル推進班、施設建設推進班	統括者：健康福祉部長	福祉部 庶務班、福祉監査班、保護班、 障がい者支援班、障がい者福祉班 高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班 健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班 人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班	統括者：次世代支援部長	こども未来部 子育て支援班、こども家庭相談班 各子育て支援センター班 保育部 保育・幼稚園班、保育施設班	<p>市現況に合わせて修正</p>
統括者 総務部長	本部室 危機管理防災部 消防班、防災班 総務部 庶務班、行政管理班、職員班 秘書広報部 秘書班、広報広聴班 財政部 財政班、行政改革推進班 税務部 市民税諸税班、固定資産税班 債権管理部 債権管理班、管理収納班 <u>行政マネジメント部</u> <u>行政マネジメント班</u> 選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班 会計部 会計班・用度班																					
統括者：企画政策部長	総合政策部 政策推進班 市民協働部課 協働推進班、地域振興班 管財契約部 管財班、契約班 情報政策部課 情報政策班 <u>日本遺産推進部</u> <u>日本遺産推進班</u>																					
統括者：市民環境部長	市民部 市民班、年金班 <u>上山田戸倉出張部</u> <u>上山田戸倉市民窓口班</u> 生活安全部 市民生活班、交通政策班 環境部 環境保全班、環境推進班 廃棄物対策部 リサイクル推進班、施設建設推進班																					
統括者：健康福祉部長	福祉部 庶務班、福祉監査班、保護班、 障がい者支援班、障がい者福祉班 高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班 健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班 人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班																					
統括者：次世代支援部長	こども未来部 子育て支援班、こども家庭相談班 各子育て支援センター班 保育部 保育・幼稚園班、保育施設班																					
統括者 総務部長	本部室 危機管理防災部 消防班、防災班 総務部 庶務班、行政管理班、職員班 秘書広報部 秘書班、広報広聴班 財政部 財政班、行政改革推進班 税務部 市民税諸税班、固定資産税班 債権管理部 債権管理班、管理収納班 選挙・公平・監査部 選挙・公平・監査班 会計部 会計班・用度班																					
統括者：企画政策部長	総合政策部 政策推進班 市民協働課 協働推進班、地域振興班 管財契約部 管財班、契約班 情報政策課 情報政策班																					
統括者：市民環境部長	市民部 市民班、年金班 生活安全部 市民生活班、交通政策班 環境部 環境保全班、環境推進班 廃棄物対策部 リサイクル推進班、施設建設推進班																					
統括者：健康福祉部長	福祉部 庶務班、福祉監査班、保護班、 障がい者支援班、障がい者福祉班 高齢福祉部 高齢者班、介護保険班、認定調査班、 地域包括支援センター相談支援班、 地域包括支援センター介護連携班 健康推進部 国保医療班、予防保健班、母子保健班、 保健事業推進班、健康増進班 人権・男女共同参画部 人権・男女共同参画班																					
統括者：次世代支援部長	こども未来部 子育て支援班、こども家庭相談班 各子育て支援センター班 保育部 保育・幼稚園班、保育施設班																					

	<table border="1"> <tr> <td>こども未来部 保育部</td> <td>子育て支援班、こども家庭相談班 各子育て支援センター班 保育・幼稚園班、保育施設班 各保育所班</td> </tr> </table>	こども未来部 保育部	子育て支援班、こども家庭相談班 各子育て支援センター班 保育・幼稚園班、保育施設班 各保育所班		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">各保育所班</td> </tr> </table>	各保育所班						
こども未来部 保育部	子育て支援班、こども家庭相談班 各子育て支援センター班 保育・幼稚園班、保育施設班 各保育所班											
各保育所班												
	<p>統括者：経済部長</p> <table border="1"> <tr> <td>産業振興部 農林部</td> <td>産業振興班、企業立地推進班 農村振興班、生産振興班、農村整備班、 森林整備班、国土調査班</td> </tr> <tr> <td>農業委員会部 観光交流部</td> <td>農地班 観光班、ブランド・交流班</td> </tr> </table>	産業振興部 農林部	産業振興班、企業立地推進班 農村振興班、生産振興班、農村整備班、 森林整備班、国土調査班	農業委員会部 観光交流部	農地班 観光班、ブランド・交流班		<p>統括者：経済部長</p> <table border="1"> <tr> <td>産業振興部 農林部</td> <td>産業振興班、企業立地推進班 農村振興班、生産振興班、農村整備班、 森林整備班、国土調査班</td> </tr> <tr> <td>農業委員会部 観光交流部</td> <td>農地班 観光班、ブランド・交流班</td> </tr> </table>	産業振興部 農林部	産業振興班、企業立地推進班 農村振興班、生産振興班、農村整備班、 森林整備班、国土調査班	農業委員会部 観光交流部	農地班 観光班、ブランド・交流班	
産業振興部 農林部	産業振興班、企業立地推進班 農村振興班、生産振興班、農村整備班、 森林整備班、国土調査班											
農業委員会部 観光交流部	農地班 観光班、ブランド・交流班											
産業振興部 農林部	産業振興班、企業立地推進班 農村振興班、生産振興班、農村整備班、 森林整備班、国土調査班											
農業委員会部 観光交流部	農地班 観光班、ブランド・交流班											
	<p>統括者：建設部長</p> <table border="1"> <tr> <td>建設部 都市計画部 上下水道部 地域開発推進部</td> <td>管理班、建築監理班、建設班、維持班、 事業推進班、空き家対策班 計画班、施設班 管理班、下水道班、上水道班 地域開発推進班</td> </tr> </table>	建設部 都市計画部 上下水道部 地域開発推進部	管理班、建築監理班、建設班、維持班、 事業推進班、空き家対策班 計画班、施設班 管理班、下水道班、上水道班 地域開発推進班		<p>統括者：建設部長</p> <table border="1"> <tr> <td>建設部 都市計画部 上下水道部 地域開発推進部</td> <td>管理班、建築監理班、建設班、維持班、 事業推進班、空き家対策班 計画班、施設班 管理班、下水道班、上水道班 地域開発推進班</td> </tr> </table>	建設部 都市計画部 上下水道部 地域開発推進部	管理班、建築監理班、建設班、維持班、 事業推進班、空き家対策班 計画班、施設班 管理班、下水道班、上水道班 地域開発推進班					
建設部 都市計画部 上下水道部 地域開発推進部	管理班、建築監理班、建設班、維持班、 事業推進班、空き家対策班 計画班、施設班 管理班、下水道班、上水道班 地域開発推進班											
建設部 都市計画部 上下水道部 地域開発推進部	管理班、建築監理班、建設班、維持班、 事業推進班、空き家対策班 計画班、施設班 管理班、下水道班、上水道班 地域開発推進班											
	<p>統括者：教育部長</p> <table border="1"> <tr> <td>教育総務部 第一学校給食センター部 第二学校給食センター部 生涯学習部</td> <td>総務班、学校教育班、教育施設班、 管理班、調理班 管理班、調理班 生涯学習班 各公民館班、各図書館班</td> </tr> <tr> <td>文化部 スポーツ振興部 歴史文化財センター部</td> <td>文化振興班、文化会館班 スポーツ振興班、施設整備班 文化財班</td> </tr> </table>	教育総務部 第一学校給食センター部 第二学校給食センター部 生涯学習部	総務班、学校教育班、教育施設班、 管理班、調理班 管理班、調理班 生涯学習班 各公民館班、各図書館班	文化部 スポーツ振興部 歴史文化財センター部	文化振興班、文化会館班 スポーツ振興班、施設整備班 文化財班		<p>統括者：教育部長</p> <table border="1"> <tr> <td>教育総務部 第一学校給食センター部 第二学校給食センター部 生涯学習部</td> <td>総務班、学校教育班、教育施設班、 管理班、調理班 管理班、調理班 生涯学習班 各公民館班、各図書館班</td> </tr> <tr> <td>文化部 スポーツ振興部 歴史文化財センター部</td> <td>文化振興班、文化会館班 スポーツ振興班、施設整備班 文化財班</td> </tr> </table>	教育総務部 第一学校給食センター部 第二学校給食センター部 生涯学習部	総務班、学校教育班、教育施設班、 管理班、調理班 管理班、調理班 生涯学習班 各公民館班、各図書館班	文化部 スポーツ振興部 歴史文化財センター部	文化振興班、文化会館班 スポーツ振興班、施設整備班 文化財班	
教育総務部 第一学校給食センター部 第二学校給食センター部 生涯学習部	総務班、学校教育班、教育施設班、 管理班、調理班 管理班、調理班 生涯学習班 各公民館班、各図書館班											
文化部 スポーツ振興部 歴史文化財センター部	文化振興班、文化会館班 スポーツ振興班、施設整備班 文化財班											
教育総務部 第一学校給食センター部 第二学校給食センター部 生涯学習部	総務班、学校教育班、教育施設班、 管理班、調理班 管理班、調理班 生涯学習班 各公民館班、各図書館班											
文化部 スポーツ振興部 歴史文化財センター部	文化振興班、文化会館班 スポーツ振興班、施設整備班 文化財班											
	<p>統括者：議会事務局長</p> <table border="1"> <tr> <td>議会事務局部</td> <td>庶務班、議事班、調査班</td> </tr> </table>	議会事務局部	庶務班、議事班、調査班		<p>統括者：議会事務局長</p> <table border="1"> <tr> <td>議会事務局部</td> <td>庶務班、議事班、調査班</td> </tr> </table>	議会事務局部	庶務班、議事班、調査班					
議会事務局部	庶務班、議事班、調査班											
議会事務局部	庶務班、議事班、調査班											
	<p>統括者：千曲坂城消防本部消防長 副統括者：千曲坂城消防本部消防次長</p> <table border="1"> <tr> <td>総務部 警防部 予防部 更埴消防部 戸倉上山田消防部</td> <td>総務班、企画班、管理班 警防班、通信司令班、救急救助班 予防班、危険物班 庶務班、予防班、警防班、救急班 庶務班、予防班、警防班、救急班</td> </tr> </table>	総務部 警防部 予防部 更埴消防部 戸倉上山田消防部	総務班、企画班、管理班 警防班、通信司令班、救急救助班 予防班、危険物班 庶務班、予防班、警防班、救急班 庶務班、予防班、警防班、救急班		<p>統括者：千曲坂城消防本部消防長 副統括者：千曲坂城消防本部消防次長</p> <table border="1"> <tr> <td>総務部 警防部 予防部 更埴消防部 戸倉上山田消防部</td> <td>総務班、企画班、管理班 警防班、通信司令班、救急救助班 予防班、危険物班 庶務班、予防班、警防班、救急班 庶務班、予防班、警防班、救急班</td> </tr> </table>	総務部 警防部 予防部 更埴消防部 戸倉上山田消防部	総務班、企画班、管理班 警防班、通信司令班、救急救助班 予防班、危険物班 庶務班、予防班、警防班、救急班 庶務班、予防班、警防班、救急班					
総務部 警防部 予防部 更埴消防部 戸倉上山田消防部	総務班、企画班、管理班 警防班、通信司令班、救急救助班 予防班、危険物班 庶務班、予防班、警防班、救急班 庶務班、予防班、警防班、救急班											
総務部 警防部 予防部 更埴消防部 戸倉上山田消防部	総務班、企画班、管理班 警防班、通信司令班、救急救助班 予防班、危険物班 庶務班、予防班、警防班、救急班 庶務班、予防班、警防班、救急班											

第3節 非常配備

配備人員の基準

部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎
	総務課	△	◎	◎	◎
	秘書広報課	○	○	◎	◎
	財政課		○	◎	◎
	税務課		○	◎	◎
	債権管理課		○	◎	◎
	行政マネジメント室		○	◎	◎
	会計課				◎
	選挙・公平・監査事務局				◎
企画政策部	総合政策課			○	◎
	市民協働課			○	◎
	管財契約課			○	◎
	情報政策課		○	◎	◎
	日本遺産推進室			○	◎
市民環境部	生活安全課		△	○	◎
	市民課		△	○	◎
	上山田戸倉出張所		△		◎
	環境課			○	◎
健康福祉部	廃棄物対策課		(リサイクル推進係)	○	◎
	福祉課		○	◎	◎
	高齢福祉課		○△	◎	◎
	健康推進課			◎	◎
次世代支援部	人権・男女共同参画課		△	○	◎
	こども未来課		△	◎	◎
	保育課		△	○	◎
経済部	保育園			○	◎
	農林課	○	◎	◎	◎
	農業委員会事務局		○	◎	◎
	観光交流課	△	△	○	◎
建設部	産業振興課		◎	◎	◎
	建設課	○	◎	◎	◎
	都市計画課		◎	◎	◎
	上下水道課		◎	◎	◎
教育部	地域開発推進室		◎	◎	◎
	教育総務課		○	◎	◎
	第一学校給食センター			○	◎
	第二学校給食センター			○	◎
	生涯学習課		○	◎	◎
	公民館・図書館・創造館		○	◎	◎
	歴史文化財センター		○	◎	◎
	スポーツ振興課		◎	◎	◎
	文化課		○	◎	◎
議会事務局	議会事務局		(庶務係)	◎	◎
	総務課・警防課・予防課			◎	◎
消防本部	更埴消防署			◎	◎
	戸倉上山田消防署			◎	◎

◎ : 全職員、 ○ : 係長以上、 () : 該当する係長以上、 △ : 課長以上

* 本部長は、1号配備で招集する。

* 災害情報連絡員は、2号配備で招集する。

* 1号配備について、総務部長が必要と認めた場合は増員を行う。関係部課長は、関係職員を招集する。

* 2号配備について、市長が必要と認めた場合は増員を行う。関係部課長は、関係職員を招集する。

第3節 非常配備

配備人員の基準

部	課	準1号配備 (準備)	1号配備 (警戒) 警戒本部	2号配備 (即応) 対策本部	3号配備 (非常) 対策本部
総務部	危機管理防災課	◎	◎	◎	◎
	総務課	△	◎	◎	◎
	秘書広報課	○	○	◎	◎
	財政課		○	◎	◎
	税務課		○	◎	◎
	債権管理課		○	◎	◎
	会計課				◎
	選挙・公平・監査事務局				◎
	企画政策部	総合政策課			○
市民協働課				○	◎
管財契約課				○	◎
情報政策課			○	◎	◎
市民環境部	生活安全課		△	○	◎
	市民課				◎
	環境課			○	◎
健康福祉部	廃棄物対策課		(リサイクル推進係)	○	◎
	福祉課		○	◎	◎
	高齢福祉課		△	◎	◎
	健康推進課			◎	◎
次世代支援部	人権・男女共同参画課		△	○	◎
	こども未来課		△	◎	◎
	保育課		△	○	◎
経済部	保育園			○	◎
	農林課	○	◎	◎	◎
	農業委員会事務局		○	◎	◎
	観光交流課	△	△	○	◎
建設部	産業振興課		◎	◎	◎
	建設課	○	◎	◎	◎
	都市計画課		◎	◎	◎
	上下水道課		◎	◎	◎
教育部	地域開発推進室		◎	◎	◎
	教育総務課		○	◎	◎
	第一学校給食センター			○	◎
	第二学校給食センター			○	◎
	生涯学習課		○	◎	◎
	公民館・図書館・創造館		○	◎	◎
	歴史文化財センター		○	◎	◎
	スポーツ振興課		◎	◎	◎
	文化課		◎	◎	◎
議会事務局	議会事務局		(庶務係)	◎	◎
	総務課・警防課・予防課			◎	◎
消防本部	更埴消防署			◎	◎
	戸倉上山田消防署			◎	◎

◎ : 全職員、 ○ : 係長以上、 () : 該当する係長以上、 △ : 課長以上

* 本部長は、1号配備で招集する。

* 災害情報連絡員は、2号配備で招集する。

* 1号配備について、総務部長が必要と認めた場合は増員を行う。関係部課長は、関係職員を招集する。

* 2号配備について、市長が必要と認めた場合は増員を行う。関係部課長は、関係職員を招集する。

市現況に合わせて修正

第3章 予報及び警報

第1節 警報・注意報等の種類

2 気象業務法に基づく警報・注意報

(1) 一般の利用に適合する警報・注意報等（気象業務法施行令第4,5条）

警報（水防関係のみ）

種類	発表基準
大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>ときに発表される。</u> 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想された <u>ときに発表される。</u> 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された <u>ときに発表される。</u> 対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

注意報（水防関係のみ）

種類	発表基準
大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想された <u>ときに発表される。</u> 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された <u>ときに発表される。</u> 避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合

(注) 具体的には地域防災計画 資料編 【資料91】参照

第3章 予報及び警報

第1節 警報・注意報等の種類

2 気象業務法に基づく警報・注意報

(1) 一般の利用に適合する警報・注意報等（気象業務法施行令第4,5条）

警報（水防関係のみ）

種類	発表基準
大雨特別	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい <u>と予想される場合。</u> 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雨	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される <u>場合</u>
洪水	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
地面現象 ※1	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水 ※1	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合

注意報（水防関係のみ）

種類	発表基準
大雨	大雨による災害が発生するおそれが <u>予測される場合。</u>
洪水	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想される場合
地面現象 ※1	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって、災害が発生するおそれがあると予想される場合
浸水 ※1	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が発生するおそれがあると予想される場合

(注) ~~1~~ 具体的には地域防災計画 資料編 【資料83】参照

~~2 ※1~~ この警報・注意報は表題を出さずに警報・注意報に含めて行う。

県水防計画書に合わせて修正

(2) 大雨警報・洪水警報を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの情報は、気象庁ホームページ又は気象庁「防災情報システム」で見ることができる。

種 類	内 容
<u>浸水キキクル</u> <u>(大雨警報（浸水害）の危険度分布)</u>	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて <u>常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u>
<u>洪水キキクル</u> <u>(洪水警報の危険度分布)</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で <u>河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した <u>ものを常時10分ごとに更新している。</u>

(2) 大雨警報・洪水警報を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの情報は、気象庁ホームページ又は気象庁「防災情報システム」で見ることができる。

種 類	内 容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 (常時10分毎に更新) 。 <u>危険度の判定には1時間先までの表面雨量指数の予測値を用いている。</u>
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報 (常時10分毎に更新) 。 <u>危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いている。</u>
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報 (常時10分毎に更新) 。

県水防計画書に合わせて修正

(3) その他の気象情報

種 類	発 表 基 準
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
記録的短時間大雨情報	長野県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、キキクルで確認する必要がある。千曲市の発表基準は1時間雨量で100mm。
台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(3) その他の気象情報

種 類	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する猛烈な短時間の大雨を観測、又は解析したことを発表する情報。千曲市の発表基準は1時間雨量で100mm。
台風情報	台風が発生した時や、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあったり、既に影響を及ぼしている時に発表する。台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」がある。
全般気象情報 関東甲信地方気象情報 府県気象情報	気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区より全般、地方、府県気象情報がある。 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起するためや、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に、「〇〇に関する全般気象情報」「〇〇に関する関東甲信地方気象情報」「〇〇に関する長野県気象情報」などを発表する。

県水防計画書に合わせて修正

3 水防法に基づくもの

(2) 洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、重要河川で国土交通大臣が定めた河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

また、水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき、重要河川で長野県知事が定めた河川について、長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	<u>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
	氾濫危険情報	<u>氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。</u> <u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>
	氾濫警戒情報	<u>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。</u> <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>
洪水注意報	氾濫注意情報	<u>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</u> <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>

3 水防法に基づくもの

(2) 洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき、重要河川で国土交通大臣が定めた河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

また、水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき、重要河川で長野県知事が定めた河川について、長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。
洪水注意報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の情報が見込まれるとき。
	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

県水防計画書に合わせて修正